

## 丸亀市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、市長の要求に基づく財政援助団体監査の結果に関する報告に基づき団体が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成23年5月10日

丸亀市監査委員 三谷英昭  
同 三谷節三

- 1 措置を講じた団体  
丸亀市観光協会  
丸亀市連合自治会
- 2 監査実施日及び監査の種類  
平成22年10月1日  
市長の要求に基づく財政援助団体監査
- 3 監査の結果に関する報告の提出日  
平成23年1月24日
- 4 措置通知年月日  
平成23年4月20日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容  
別紙のとおり

## 平成22年度市長の要求に基づく財政援助団体監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

### 1. 丸亀市観光協会

#### (1) 指摘事項

区分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
2団体共通 指摘事項	支出票は作成しているが、収入票も作成すること。また、予算管理の面からも費目間の流用や予備費の充用については、流用票や充用票を作成し明確に処理すること。	平成23年度から、流用票や充用票を作成し、予算管理を行います。
	旅費の精算返納やつり銭の戻し入れなどは、収入とはせず、戻入票を作成して支出の戻し入れとして経理を明確に行なうこと。	つり銭の戻し入れは戻入票を作成して、支出の戻し入れとして経理を明確にしました。
個別指摘事項	ふるさと雇用再生事業で「新観光ルートの発掘調査・観光PR事業」は現金出納簿が整備されているが、「城内観光案内所お土産コーナー開設事業」については、現金出納簿が整備されていないので、整備すること。	平成23年度から、「城内観光案内所お土産コーナー開設事業」について、現金出納簿を整備いたします。
	適正な出納管理を行うため、金銭出納簿では、協賛金の二重納付による返金やサメ対策事業補助金の精算返納については、支出計上とせず、本来に戻す意味からも収入の減として負の計上とすること。また、つり銭の戻入、準備金等の精算返納金は収入計上とせず、支出の減として負の計上とすること。	精算返納については支出計上とせず、収入の減とした取り扱いに改めました。つり銭の戻し入れは戻入票を作成して、支出の戻し入れとして経理を明確にしました。
	サメ対策や遊泳ブイ設置など観光協会が発注している業務の見積り合わせや業務写真等の報告決裁は観光協会が決裁すべきであるが、商工観光課が行なっているなど、各種決裁で観光協会と商工観光課の決裁が混在しているので改めること。	観光協会と商工観光課のさびわけを行なうよう改めました。

区分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
個別指摘事項	備品台帳を作成していないが、ふるさと雇用の契約書の第 19 条第 1 項では「乙は業務により取得し又は効用の増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。」となっており、ふるさと再生雇用事業でデジカメを購入しているので、備品台帳を作成すること。	備品台帳を作成し、デジカメを登載しました。
	城内観光案内所は行政財産であることから、観光協会が現在使用しているうち工房竹やすでに設置されている自動販売機の設置条件などを含めた形で行政財産の目的外使用許可申請をすること。	観光協会から行政財産の目的外使用許可申請を行い、使用許可されました。

## (2)意見

区分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
個別意見	金銭出納簿の各費目の収支明細については、支出と収入しか記載されておらず、予算差し引きや流用などの予算管理が出来ていないので、各費目の収支明細についてはソフトの変更を検討していただき、予算管理が出来るようにしていただきたい。	平成 23 年度から、流用・充用の予算管理を行います。
	請求書の検収がなされていないが、適正に支出することを確認するためにも請求内容について検収、確認を行っていただきたい。	平成 23 年度から、検収、確認を行います。
	観光協会からとっとの会に補助金を支出しているが、被補助団体が他の団体に補助することは好ましくないため、市が直接補助するか、観光協会が委託するなど十分に検討していただきたい。	平成 23 年度から、とっとの会への補助は取りやめ、とっとの日のキャンペーンの委託事業を行います。
	全体的に立替払いが多くあるが、資金前渡とか小口現金を活用するなど創意工夫して、出来る限り立替払いをしないようにしていただきたい。	平成 23 年度より、資金前渡で対応いたしたい。
	旅費については丸亀市旅費規程に準ずることとしているが、規程で定められた以上の旅費が伴う場合には、事前に決裁を得るようにしていただきたい。	今後、規程で定められた以上の旅費を出さなければいけない場合は、事前に決裁を得るようにいたします。

## 2. 丸亀市連合自治会

### (1) 指摘事項

区分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
2団体共通 指摘事項	支出票は作成しているが、収入票も作成すること。また、予算管理の面からも費目間の流用や予備費の充用については、流用票や充用票を作成し明確に処理すること。	収入票、流用票、充用票を作成した。
	旅費の精算返納やつり銭の戻し入れなどは、収入とはせず、戻入票を作成して支出の戻し入れとして経理を明確に行なうこと。	戻入票を作成し、支出の戻し入れとして処理するよう改めた。
	会計に関する規程、専決等決裁権限に関する規程等が整備されていない。適切な団体運営を行う上で、これらの規程は必要であるので、規程の整備をすること。	会計処理規程と決裁規程の制定について、4月の理事会に諮る予定である。

### (2) 意見

区分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
個別意見	連合自治会の役員手当や旅費については、支払いを明確にするためにも規程等を整備するようしていただきたい。	平成23年2月の理事会で承認を得て、旅費、手当、会費に関する規程を制定した。